

「守口市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（骨子案）」に係るパブリックコメントについて

（1）パブリックコメントの概要

① 募集期間

令和7年12月8日（月）から令和8年1月9日（金）まで

② 募集方法

広報もりぐち1月号及び守口市ホームページに実施概要を掲載し、市内公共施設に「守口市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（骨子案）」「募集要領」及び「意見提出用紙」を設置するとともに、守口市ホームページからもダウンロード可能とし、回収ボックス投函、郵送、Eメール、FAXにより意見を受け付けました。

③ 募集結果

■提出方法及び提出件数

提出方法	提出件数
回収ボックス投函	1件
郵送	0件
Eメール	1件
FAX	0件
合 計	2件

■意見の分類ごとの内容件数

意見の分類	内容件数
①不適切事業者の排除について	1件
②条例の名称について	1件
③費用負担について	1件
④条例の制定時期について	1件
⑤利用定員の区分について	1件
⑥余裕を活用した一時預かり事業の実施について	1件
⑦罰則について	1件
⑧パブリックコメントの方法について	3件
⑨意見等を求めている案件に関連のないもの	1件
合 計	11件

(2) 意見の概要

①不適切事業者の排除について		
意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方	修正内容
不適切事業者を排除する制限の規定が必要である。	乳児等通園支援事業を行う者が、本条例の基準を満たし、市長の確認を受けるためには、その前提として児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める認可を受けている必要があります。当該認可にあたって、同法第 34 条の 15 第 4 項各号の規定に該当しないこと等の制限が設けられています。	—

②条例の名称について		
意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方	修正内容
「守口市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（骨子案）」における「特定」というのはどのような意味か。	子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」といいます。）で使用されている用語を使用しており、「特定乳児等通園支援事業」とは、同法第 30 条の 20 第 1 項に規定する特定乳児等通園支援を行う事業をいいます。	—

③費用負担について		
意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方	修正内容
面接に係る費用負担をどう考えているのか。	支払に関する事項については、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 95 号。以下「国基準」といいます。）第 12 条に規定されています。	—

④条例の制定時期について		
意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方	修正内容
国からの Q & A が、頻繁に変えられている。条例化の経過措置が設けられている。条例化を急がず、内容を検討すべきではないか。	当該経過措置については、市町村の事務負担に考慮して設けられたものであると承知しており、令和 8 年 4 月から誰でも通園制度が本格実施になることを踏まえ、可能な限り早期に条例を制定することが望ましいと考えています。	—

⑤利用定員の区分について		
意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方	修正内容
子ども・子育て会議における見込み数等において、0歳児と1～2歳児の区分がされている。この通園制度においても、0歳児と1～2歳児の区分ごとの利用定数を設けるべきではないか。	利用定員の設定については、国が実施した国基準に関する意見募集の結果、1時間当たりの利用定員について子どもの年齢による区分を設けないこととされたことを踏まえ、国基準通りの取扱いとします。	—

⑥余裕を活用した一時預かり事業の実施について		
意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方	修正内容
利用定員に満たない場合、余った定員枠の数で一時預かり事業が実施できるようにする方向であると聞いている。今回の条例化には盛り込まれないのか。	当該措置については、国が政令の改正により行うことを検討していると承知しており、条例に規定するものではないと考えています。	—

⑦罰則について		
意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方	修正内容
条例に違反した場合の指導や罰則についてはどのように考えているか。	条例で定める基準に従って事業の運営をすることができなくなったときは、法に確認の取消し等の措置が規定されており、法に基づく対応が必要になると考えています。	—

⑧パブリックコメントの方法について		
意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方	修正内容
官報のみの資料では、市民にとってこの制度が守口の子どもにとつてどんな効果がうまれるのか想像ができません。	パブリックコメントの方法に関するご意見として承ります。	—

<p>正確を期すために官報を資料として添付されているが、市民にとってはわかりづらい。説明がいるのではないか。</p>	<p>パブリックコメントの方法に関するご意見として承ります。</p>	<p>—</p>
<p>条例の建付けがよくわからない。条例は前回のパブリックコメントの分を含め2本になるのか。</p>	<p>本条例は、法の規定により乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けるための基準として市町村が条例で定めなければならないとされているものです。</p> <p>なお、特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉法第34条の16第1項の規定により市町村の条例で定める設備及び運営についての基準を遵守しなければならないとされており、当該基準を定めた条例は、守口市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第24号）として別で定めています。</p>	<p>—</p>